

千葉県報

号外
令和7年9月30日

主要目次

選挙管理委員会告示

○ 千葉県選挙管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月三十日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉県選挙管理委員会告示第四十二号

千葉県選挙管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示

千葉県選挙管理委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉県選挙管理委員会告示第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第五条第二項中「により処分通知等」の下に「（当該処分通知等を書面等により行うときに押印を要することとされているものその他の当該処分通知等の性質等から電子署名を要するものと認められるものに限る。）」を加え、「当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項」を「その情報を同項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、委員会の定める方法により当該処分通知等に係る事項に係る情報が記録され

た電磁的記録の真正な成立を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

第五条第三項中「電子署名」の下に「及び前項ただし書に規定する措置」を加える。

第七条第一項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

附則

この告示は、令和七年十月一日から施行する。

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八